

# 第67回 定時株主総会招集ご通知

## 開催情報

日時

2022年6月23日（木曜日）  
午前10時

場所

大阪市中央区南船場二丁目12番22号  
TKPガーデンシティ心斎橋南船場  
2階「バンケット」（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 監査役補欠者1名選任の件

### 株主総会にご出席いただけない場合

新型コロナウイルス感染防止のため、可能な限り当日のご来場は自粛願います。

その場合、郵送またはインターネットにより議決権を行使してください  
ますようお願い申し上げます。

議決権  
行使期限2022年6月22日（水曜日）  
午後5時15分 到着または入力分まで

〈新型コロナウイルス感染防止への対応について〉

新型コロナウイルスの感染防止のため、当日のご来場に関しては自粛をご検討願います。

(証券コード5936)  
2022年6月7日

株 主 各 位

大阪府中央区南船場二丁目3番2号  
**東洋シヤッター株式会社**  
代表取締役社長 岡 田 敏 夫

## 第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2022年6月22日（水曜日）午後5時15分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府中央区南船場二丁目12番22号  
TKPガーデンシティ心斎橋南船場 2階「バンケット」

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第67期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第67期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役8名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 監査役補欠者1名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toyo-shutter.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
  - ①連結株主資本等変動計算書
  - ②連結計算書類の連結注記表
  - ③株主資本等変動計算書
  - ④計算書類の個別注記表従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類及び事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、本年も株主総会ご出席の株主様へのお土産の配付は、中止させていただきます。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
監査報告

計算書類  
監査報告



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月23日(木曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日)  
午後5時15分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日)  
午後5時15分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日


1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

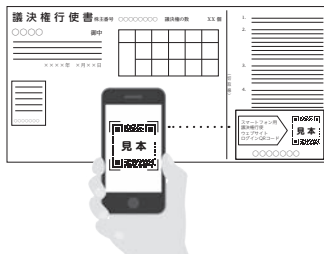
書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

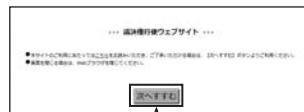
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

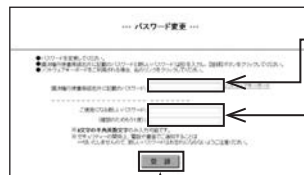
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
監査報告

計算書類  
監査報告




## 第2号議案 取締役8名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（9名）は任期満了となります。つきましては、経営体制効率化のため1名減員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	おか だ とし お <b>岡 田 敏 夫</b> <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役社長兼執行役員社長、全般統括	9回／9回 (100%)
2	の むら ひろし <b>能 村 宏</b> <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役専務兼専務執行役員、東京代表兼営業推進担当	9回／9回 (100%)
3	わき がわ かず のり <b>脇 川 和 則</b> <input type="checkbox"/> 再任	取締役兼常務執行役員、業務企画担当	9回／9回 (100%)
4	た ばた かつ し <b>田 畑 勝 志</b> <input type="checkbox"/> 再任	取締役兼常務執行役員、営業統括	9回／9回 (100%)
5	ほり い まさ ひろ <b>堀 井 昌 弘</b> <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 独立社外	取締役	9回／9回 (100%)
6	<b>マーチン・ハーマン</b> <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外	取締役	8回／9回 (88.9%)
7	みず の くみ こ <b>水 野 久美子</b> <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 独立社外	取締役	9回／9回 (100%)
8	むら せ あつ し <b>村 瀬 厚 司</b> <input type="checkbox"/> 新任	常務執行役員、生産担当兼商品企画担当兼生産事業部長	—



候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<div data-bbox="319 178 414 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任</div>  <p data-bbox="243 465 488 500">おかだ としお 敏夫 岡田 敏夫</p> <p data-bbox="243 515 488 550">(1962年11月4日生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="243 573 488 598">・在任年数 25年</li> <li data-bbox="243 606 488 662">・所有する当社株式数 34,700株</li> </ul>	<p data-bbox="511 175 1062 201">1986年 4月 川鉄商事(株) (現 J F E 商事(株)) 入社</p> <p data-bbox="511 208 777 234">1991年 4月 当社入社</p> <p data-bbox="511 241 870 267">1994年10月 当社営業企画室長</p> <p data-bbox="511 275 895 300">1997年 6月 当社取締役企画室長</p> <p data-bbox="511 308 1109 334">1999年 4月 当社取締役管理本部副本部長兼企画室長</p> <p data-bbox="511 341 1038 367">2000年 4月 当社取締役総務部担当兼企画室長</p> <p data-bbox="511 374 1279 400">2001年 6月 当社取締役生産事業部、総務部、経理部担当兼企画室長</p> <p data-bbox="511 408 1324 433">2002年10月 当社常務取締役東日本地区事業部担当兼関東ビル建事業部長</p> <p data-bbox="511 441 988 467">2003年 4月 当社常務取締役東京本社統括</p> <p data-bbox="511 474 1316 500">2007年 4月 当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長兼新規事業開発部長</p> <p data-bbox="511 508 1180 533">2008年 4月 当社取締役兼常務執行役員企画管理本部管掌兼 企画管理本部長兼新規事業開発部長</p> <p data-bbox="511 556 1206 582">2009年 4月 当社常務取締役兼常務執行役員業務企画統括部長</p> <p data-bbox="511 589 1180 645">2010年 4月 当社代表取締役社長兼執行役員社長、全般統括 現在に至る</p> <p data-bbox="243 669 1350 884"> <b>【取締役候補者とした理由】</b>            岡田敏夫氏は、1991年入社以来、営業企画、管理、生産等経営全般に従事し、1997年6月から取締役に就任しており、2010年4月から代表取締役社長を務めております。代表取締役社長として強いリーダーシップの発揮により中期経営計画の実行を牽引し、今期も前期に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大という難局においても、的確な危機管理能力と統率力で組織を牽引しております。よって、当社における経営全般及び管理運営業務に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。         </p>

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
監査報告

計算書類  
監査報告

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<div data-bbox="319 170 414 208" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任</div>  <div data-bbox="243 462 489 500" style="text-align: center;">の むら 村 ひろし 能 宏</div> <div data-bbox="254 511 479 548" style="text-align: center;">(1962年7月6日生)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在任年数 7年</li> <li>・所有する当社株式数 8,800株</li> </ul>	<p>1986年 4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行  2014年 4月 当社執行役員、事業統括部副統括部長  2014年10月 当社執行役員、事業統括部副統括部長兼事業戦略室長  2015年 4月 当社常務執行役員、業務企画統括部長兼事業戦略室長  2015年 6月 当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長兼事業戦略室長  2016年10月 当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長、事業戦略室担当  2017年 4月 当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長  2018年 4月 当社取締役兼常務執行役員、ユニット副総括兼営業推進担当  2019年 4月 当社専務取締役兼専務執行役員、営業推進担当  2019年 6月 当社代表取締役専務兼専務執行役員、全般統括、営業推進担当  2020年 4月 当社代表取締役専務兼専務執行役員、全般統括兼営業担当  2022年 4月 当社代表取締役専務兼専務執行役員、東京代表兼営業推進担当  現在に至る</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  能村宏氏は、金融機関における20年以上の経験に加え、2014年4月入社以来、執行役員に就任し営業を担当しており、2015年6月には取締役に就任し、業務企画や事業戦略を担当しております。加えて2019年6月からは代表取締役専務として営業推進のみならず、経営全般においても高い知見と行動力を発揮しております。  よって、当社の経営全般や営業推進に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<div data-bbox="319 182 414 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任</div>  <p data-bbox="246 470 488 511">わき がわ かず のり 脇 川 和 則</p> <p data-bbox="246 520 488 545">(1963年6月29日生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="246 580 424 606">・在任年数 3年</li> <li data-bbox="246 610 474 666">・所有する当社株式数 5,000株</li> </ul>	<p data-bbox="511 182 1109 208">1986年 4月 (株)第一勧業銀行（現(株)みずほ銀行）入行</p> <p data-bbox="511 213 919 238">2013年 2月 (株)エーデルワイス入社</p> <p data-bbox="511 243 870 269">2013年 4月 同社常務執行役員</p> <p data-bbox="511 273 1059 299">2018年 2月 当社入社 業務企画統括部担当部長</p> <p data-bbox="511 303 1253 329">2018年 4月 当社常務執行役員、業務企画統括部長兼事務管理部長</p> <p data-bbox="511 334 1085 359">2019年 4月 当社常務執行役員、業務企画統括部長</p> <p data-bbox="511 364 1180 390">2019年 6月 当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長</p> <p data-bbox="511 394 1132 420">2020年 4月 当社取締役兼常務執行役員、業務企画担当</p> <p data-bbox="677 424 798 465">現在に至る</p> <p data-bbox="246 677 1347 852"><b>【取締役候補者とした理由】</b> 脇川和則氏は、金融機関における20年以上の経験に加え、当社以外の事業会社において企業経営に携わった経験もあり、2018年2月に当社入社後も新たな営業企画や生産計画、事業戦略等の業務に従事し、2019年6月には取締役就任し、製品の拡販に努めるなど企画業務を総括しております。よって、当社の企画業務に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
監査報告

計算書類  
監査報告

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<div data-bbox="319 172 414 208" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任</div>  <p data-bbox="246 465 488 541">た ばた かっ し 田 畑 勝 志 (1962年8月16日生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="246 571 424 598">・在任年数 3年</li> <li data-bbox="246 606 474 662">・所有する当社株式数 4,600株</li> </ul>	<p data-bbox="511 172 777 199">1985年 4月 当社入社</p> <p data-bbox="511 207 848 234">2011年 4月 当社京都支店長</p> <p data-bbox="511 240 848 267">2013年 4月 当社奈良工場長</p> <p data-bbox="511 273 1191 300">2014年 4月 当社事業統括部、営業部長（営業戦略強化担当）</p> <p data-bbox="511 306 1040 334">2016年 4月 当社関西ユニット長兼大阪支店長</p> <p data-bbox="511 340 1014 367">2017年 4月 当社執行役員、関西ユニット長</p> <p data-bbox="511 373 1062 400">2018年 4月 当社上席執行役員、関西ユニット長</p> <p data-bbox="511 406 1253 433">2019年 4月 当社常務執行役員、東日本・関西・西日本・EM担当</p> <p data-bbox="511 439 1316 467">2019年 6月 当社取締役兼常務執行役員、東日本・関西・西日本・EM担当</p> <p data-bbox="511 473 1135 500">2020年 4月 当社取締役兼常務執行役員、営業部門担当</p> <p data-bbox="511 506 1087 553">2022年 4月 当社取締役兼常務執行役員、営業統括 現在に至る</p>
<p data-bbox="246 671 542 698"><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p data-bbox="246 704 1347 787">田畑勝志氏は、1985年入社以来、営業部門や生産部門等の業務に従事し、2017年4月には執行役員、2018年4月には上席執行役員、2019年6月には取締役に就任し、営業活動全般を統括しております。</p> <p data-bbox="246 793 1347 849">よって、当社の営業活動に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	<div data-bbox="269 170 470 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">再任</div> <div data-bbox="371 170 470 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立社外</div>  <small>ほり い まさ ひろ</small> 堀 井 昌 弘 (1958年1月13日生)	<p>1990年 4月 弁護士登録            2000年 1月 さくら法律事務所代表弁護士            現在に至る            2012年 6月 当社取締役            現在に至る</p> <p>・在任年数 10年            ・所有する当社株式数 0株</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b>            堀井昌弘氏は、弁護士としての豊かな経験と優れた識見を活かし、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p><b>【独立性に係る事項】</b>            同氏の兼職先と当社との間には、取引等の利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。            よって、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。同氏の再選が承認された場合、同届け出を継続する予定であります。</p>


招集し通知


株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
監査報告

計算書類  
監査報告

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	<div data-bbox="269 172 349 208" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div data-bbox="379 172 459 208" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div>  <p data-bbox="254 470 485 541">マーチン・ハーマン (1965年3月5日生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="243 571 420 595">・在任年数 7年</li> <li data-bbox="243 601 474 656">・所有する当社株式数 0株</li> </ul>	<p data-bbox="511 172 1347 263">1995年 1月 ハーマン・フェアカウフスゲゼルシャフト（合）マネージング パートナー 現在に至る</p> <p data-bbox="511 269 1230 323">1998年 1月 ハーマン北京ドア・プロダクション(株)取締役会会長 現在に至る</p> <p data-bbox="511 329 1301 384">1998年 3月 ハーマン・ベタイリグングス(株)マネージングディレクター 現在に至る</p> <p data-bbox="511 390 798 444">2015年 6月 当社取締役 現在に至る</p>
<p data-bbox="254 666 878 690"><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p data-bbox="243 692 1347 813">マーチン・ハーマン氏は、1995年のハーマン・フェアカウフスゲゼルシャフト（合）のマネージング パートナーを始め、ハーマン北京ドア・プロダクション(株)の取締役会会長に就任するなど、複数の海外 企業経営者としての豊かな経験と優れた識見を当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行 っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	<div data-bbox="269 172 470 208" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">再任</div> <div data-bbox="371 172 470 208" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立社外</div>  みずのくみこ 水野久美子 (1960年3月19日生)	1982年4月 日本火災海上保険(株) (現損害保険ジャパン(株)) 入社 1991年10月 青山監査法人入所 1995年5月 水野会計事務所所長 現在に至る 2015年6月 当社取締役 現在に至る
<p>・在任年数 7年            ・所有する当社株式数 0株</p>		<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b>            水野久美子氏は、公認会計士としての豊かな経験と優れた識見を当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>
<p><b>【独立性に係る事項】</b>            同氏の兼職先と当社との間には、取引等の利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。            よって、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。同氏の再選が承認された場合、同届け出を継続する予定であります。</p>		

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
監査報告

計算書類  
監査報告



候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
8	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">新任</div>  <p style="text-align: center;">むら せ あつ し 村 瀬 厚 司 (1964年1月21日生)</p> <p>・在任年数 0年 ・所有する当社株式数 2,500株</p>	<p>1982年 4月 ㈱日本シャッター製作所入社 1987年10月 当社と㈱日本シャッター製作所が合併 2013年 4月 当社中四国支店長 2014年11月 当社大阪支店営業部長兼事業戦略室部長 2015年 4月 当社奈良工場長 2016年 4月 当社関西ユニット副ユニット長兼奈良工場長 2019年 4月 当社生産事業部副事業部長兼奈良工場長 2020年 4月 当社生産事業部長兼奈良工場長 2021年 4月 当社執行役員、生産事業部長 2022年 4月 当社常務執行役員、生産担当兼商品企画担当兼生産事業部長 現在に至る</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  村瀬厚司氏は、1982年入社以来、営業や設計、事業戦略や生産等の幅広い業務に従事し、2015年4月から2021年3月まで当社の基幹工場である奈良工場長として製品品質の改善に功績があり、2021年4月には執行役員、2022年4月には常務執行役員に就任し、生産全般や商品企画を統括しております。  よって、当社の生産事業に関する相当な知見を有している人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		


- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、社外取締役堀井昌弘氏及びマーチン・ハーマン氏ならびに水野久美子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏が再選された場合には、本契約を継続する予定であります。  
当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告「4. (2) 責任限定契約の内容の概要」28頁に記載のとおりです。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を取締役全員を被保険者として締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」28頁に記載のとおりです。各候補者が再選された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役津田尚廣氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任しますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span>新任</span> <span>社外</span> </div>  <p>の なか てつ や 野 中 徹 也 (1976年9月25日生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在任年数 0年</li> <li>・所有する当社株式数 0株</li> </ul>	<p>2004年10月 弁護士登録 2004年10月 なにわ橋法律事務所入所 現在に至る</p>
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 野中徹也氏は、弁護士としての豊かな経験と優れた識見を活かし、当社の監査体制の強化を行っていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

当社は社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。社外監査役候補者野中徹也氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告「4. (2) 責任限定契約の内容の概要」28頁に記載のとおりです。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を監査役全員を被保険者として締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」28頁に記載のとおりです。野中徹也氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考：取締役会、監査役会のスキルマトリックスについて


第2号議案及び第3号議案が承認された場合の取締役会・監査役会の構成及び各役員に対して特に経験・専門性を活かすことを期待する分野は下記のとおりです。

氏名	役職	スキル・経験						
		企業経営/ 経営戦略	営業/ マーケティング	生産技術	商品企画	財務/会計	法務/ ガバナンス	リスク マネジメント/ コンプライアンス
岡田敏夫	代表取締役社長	○		○		○		○
能村宏	代表取締役専務	○	○			○	○	
脇川和則	取締役	○	○			○		
田畑勝志	取締役		○	○				
村瀬厚司	取締役		○	○	○			
堀井昌弘	社外取締役						○	○
マーチン・ハーマン	社外取締役	○	○	○				
水野久美子	社外取締役					○		○
南山芳毅	常勤監査役			○				○
林修一	常勤監査役		○	○				○
嶋田薫	社外監査役					○		○
野中徹也	社外監査役						○	○

※上記一覧表は、必ずしも各役員の有する全ての経験・専門性を表すものではありません。

#### 第4号議案 監査役補欠者1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ監査役補欠者1名の選任をお願いするものであります。  
 峯本耕治氏は社外監査役の補欠者として選任をお願いするものであります。  
 本議案提出につきましては、監査役会の同意を得ております。  
 なお、候補者からは、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。  
 監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>再任</span> <span>独立社外</span> </div>  <p>峯本 耕治 (1959年5月18日生)</p> <p>・所有する当社株式数 0株</p>	<p>1990年4月 弁護士登録 1990年4月 長野総合法律事務所入所 現在に至る</p>
<p><b>【社外監査役補欠者候補とした理由】</b>                  峯本耕治氏は、弁護士としての豊富な経験と優れた識見を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、引き続き社外監査役補欠者として選任をお願いするものであります。なお同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	
<p><b>【独立性に係る事項】</b>                  同氏の兼職先と当社との間には、取引等の利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。                  よって、当社は、同氏が社外監査役に就任することとなった場合、東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に届け出を行う予定であります。</p>	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 当社は、峯本耕治氏が社外監査役に就任することとなった場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
 当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告「4. (2) 責任限定契約の内容の概要」28頁に記載のとおりです。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を監査役全員を被保険者として締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」28頁に記載のとおりです。峯本耕治氏が監査役に就任することとなった場合には、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

## 【ご参考】

### 社外役員の独立性基準

当社では社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性基準として、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」）に加え、監督機能を発揮するために高い専門性と豊富な経験を有していることを独立性の判断基準とします。

但し、ガイドライン上の、①当社を主要な取引先とする者、②当社の主要な取引先である者、③役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタントの定義は下記の通りであり、いずれの項目にも該当しない社外役員を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立社外役員と判断します。

①当社を主要な取引先とする者とは取引先の年間連結売上高の2%以上であること

②当社の主要な取引先である者とは当社の年間連結売上高の2%以上の取引がある、または年間連結総資産の2%以上の融資を当社に行っている者であること

③役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているとは、当社から弁護士・公認会計士・税理士等コンサルタントとして取締役・監査役報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を支払っている者、または恒常的に顧問契約を締結している者であること

以上

# 添付書類

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、ワクチン接種の進展などにより社会経済活動の制限が徐々に緩和されたものの、新たな変異株の蔓延による感染再拡大や、サプライチェーンの混乱、資源価格の高騰等により、経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当シャッター業界を取り巻く状況としましては、民間設備投資需要の持ち直しが見られた一方で、大型物件における受注競争は激しく、また鋼材を中心とした原材料価格の高騰が未だに止まる気配を見せないなど、引き続き厳しい環境が続きました。

このような状況下、当社グループは今年度、中期経営計画『BRUSH UP 3+ 1 (プラスワン)』を推進する中、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じつつ、戦略的かつ積極的な受注活動に注力すると同時に、販売価格の水準向上や、受注済み案件の採算改善などの努力を続けてまいりました。

その結果、当連結会計年度における受注高は前年同期比5.1%増の20,463百万円となり、売上高は19,737百万円（前年同期は19,714百万円）、営業利益は689百万円（前年同期は617百万円）、経常利益は650百万円（前年同期は577百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は412百万円（前年同期は420百万円）となりました。

#### (2) 資金調達の状況及び設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資は、総額224百万円であり、その主なものは、設備の更新であり、自己資金とリースにより調達しております。

#### (3) 対処すべき課題

[中期的な経営戦略]

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策が講じられる中で経済環境は持ち直しの動きが続くことが期待されますが、一方で引き続き資材・エネルギー価格の高騰やサプライチェーンの混乱などの景気下押し要因が継続することも懸念され、依然として先行き不透明な状況が続くものと見込まれます。

また当シャッター・ドア業界においては、民間設備投資需要に持ち直しの動きはみられるものの大幅な改善は望めない中において、鋼材・部品の価格高騰が今年度も業績に大きく影響する見通しであり、厳しい事業環境が続くものと思われまます。

このような状況の中、当社グループは2022年度を初年度とする新たな中期経営計画『TOYO REBORN 3』（2022年5月12日公表）をスタートすることといたしました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

当社グループは、この先行きを見通せない不安定と変化の時代の中、企業品質の向上を目指し安全・安心・快適・感動を提供するとともに持続可能な社会づくりに貢献するという新たな経営理念の実現のため、意識・行動・習慣を見直し「生まれ変わる（REBORN）」を合言葉に、全社一丸となって目標達成に邁進してまいります。

具体的には、販売価格水準の向上と生産効率の改善に注力し、基幹事業の収益力向上を図るとともに、製品品質や施工品質など企業品質の更なる向上を実現し、シャッター・ドア・金物の専門メーカーとしての地位を万全のものにするよう努めてまいります。

以上により、2023年3月期の通期業績予想といたしましては、売上高は19,500百万円、営業利益は500百万円、経常利益は440百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は300百万円を見込んでおります。

株主各位におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



#### [経営理念]

私たちは企業品質の向上を目指し、安全・安心・快適・感動を提供するとともに持続可能な社会づくりに貢献します。

#### [経営ビジョン]

- (1) 社会への貢献  
「防ぐ」をキーワードに、ユーザーのいまと未来を守ります
- (2) 企業力を磨く  
社会から常に必要とされる企業となるために、強靱な企業基盤を構築します
- (3) 変革への挑戦  
あらゆることを一から見直し、「BEST」な企業品質を追求します
- (4) 人財の育成  
熱意と誇りを持ち、お客さまに信頼される企業人を育成します

#### [中期経営計画重点施策]

- (1) 販売価格水準の向上と生産効率の改善により、基幹事業の収益力向上を図る。
- (2) シャッター・ドア・金物の専門メーカーとして、顧客からの高い信頼を勝ち取るべく、製品品質、施工品質など企業品質の更なる向上を図る。
- (3) 変化する社会ニーズに柔軟に対応しつつ、SDGsへの取り組みや、特長ある防火・防煙・防音・防水製品の安定供給により、広く社会に貢献する。
- (4) フェーズフリーやカーボンニュートラルの考え方に沿った商品開発を行うとともに、新たな事業展開をも模索し、成長戦略に繋げる。
- (5) 旧来の考え方にとらわれず、業務効率化、合理化、DXなどのコーポレートトランスフォーメーションを徹底推進する。
- (6) コーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえ、ガバナンスを更に強化するとともに、株主や従業員などステークホルダーの満足度向上に向け、積極的な情報発信を行う。
- (7) 人的資本の充実に向け、実務教育によるスキル向上と、未来を担う幹部候補の育成を図る。
- (8) 企業価値の向上のため、設備投資や配当について、積極的かつ最適なキャッシュフロー配分を行う。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

	2018年度 第64期	2019年度 第65期	2020年度 第66期	2021年度 第67期 (当連結会計年度)
受 注 高	22,863,239 千円	22,296,247 千円	19,479,805 千円	20,463,941 千円
売 上 高	21,251,877 千円	22,505,784 千円	19,714,275 千円	19,737,131 千円
経 常 利 益	1,382,023 千円	1,215,907 千円	577,782 千円	650,221 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	69,448 千円	788,093 千円	420,884 千円	412,778 千円
1株当たり当期純利益	10円96銭	124円36銭	66円42銭	65円15銭
総 資 産	18,041,301 千円	17,348,476 千円	16,811,141 千円	17,736,518 千円
純 資 産	6,215,506 千円	6,764,546 千円	7,184,051 千円	7,518,248 千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均株式数（除く自己株式数）で除して算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年3月31日現在）

##### ①親会社

該当事項はありません。

##### ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主要な事業内容
南東洋シャッター株式会社	千円 20,000	% 100	外 注 業 務 の 請 負

#### (6) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

各種シャッター及びその他の建築用建具・建材の製造・取付及び販売  
 防災・防犯機器の製造・取付及び販売  
 建築用金物・船舶用金物・装飾金物・家具厨房機器の製造及び販売  
 建築物の設備機器・資材・什器設備・消耗品の仕入・販売及び輸出入に関する業務  
 各種電気輸送機及び電気装置用機械器具ならびに材料の販売・据付及び修理  
 上記の保守業務  
 不動産の売買・賃貸借・仲介及び管理  
 工業所有権・著作権等の無体財産権・ノウハウ・システムエンジニアリング・その他ソフトウェアの取得・貸与及び販売  
 上記に関連する業務

(7)主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

本 社 大阪市  
東京本社 東京都中央区  
支 店 東京支店(東京都中央区)、東京ビル建支店(東京都中央区)、  
名古屋支店(名古屋市)、京都支店(京都市)、大阪支店(大阪市)、  
大阪ビル建支店(大阪市)、中四国支店(広島市)、九州支店(福岡県糟屋郡)、  
東日本メンテサービス支店(東京都中央区)、関西メンテサービス支店(大阪市)  
営 業 所 全国主要都市50ヶ所  
工 場 つくば工場(茨城県稲敷市)、奈良工場(奈良県磯城郡)、  
九州工場(鹿児島県始良市)  
子 会 社 南東洋シャッター株式会社(鹿児島県始良市)

(8)従業員の状況（2022年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業の部門等の名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
管 理 部 門	46名	3名減
営 業 部 門	377	10名減
製 造 部 門	129	3名増
合 計	552	10名減

(注) 上記従業員数には嘱託従業員及びパート従業員（合計98名）は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
532名	10名減	42.7歳	16.8年

(注) 上記従業員数には嘱託従業員及びパート従業員（合計96名）は含んでおりません。

(9)主要な借入先（2022年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,312,000 <sup>(千円)</sup>
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	440,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	424,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	240,000
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	136,800

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

## 2 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

### (1)発行済株式の総数

①発行可能株式総数	17,748,000株
②発行済株式の総数（自己株式含む）	6,387,123株

(2)株主数 3,458名

### (3)上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
DEUTSCHE BANK AG FRANKFURT A/C HOERMANN BETEILIGUNGS GMBH	1,259,200株	19.9%
東洋シッター取引先持株会	759,480株	12.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	502,100株	7.9%
東洋シッター従業員持株会	490,228株	7.7%
下村正一	324,300株	5.1%
株式会社みずほ銀行	313,374株	4.9%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	139,600株	2.2%
愛知電機株式会社	125,444株	2.0%
日本生命保険相互会社	119,207株	1.9%
中央日本土地建物株式会社	114,159株	1.8%

(注) 1. 上記持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 209,100株  
株式会社日本カストディ銀行（信託口） 81,200株

2. 上記、持株比率は自己株式（51,831株）を控除して計算しております。

3. 当期より、当社として実質所有が確認できたDEUTSCHE BANK AG FRANKFURT A/C HOERMANN BETEILIGUNGS GMBHの持株数については合算（名寄せ）しておりますが、その他については、株主名簿の記載どおりに記載しております。

### (4)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 兼執行役員社長	岡 田 敏 夫	全般統括
代表取締役専務 兼専務執行役員	能 村 宏	全般統括兼営業担当
取 締 役 兼常務執行役員	山 本 毅 彦	生産・技術・購買担当兼商品企画統括部長
取 締 役 兼常務執行役員	村 中 正 人	営業推進兼市場開拓担当
取 締 役 兼常務執行役員	脇 川 和 則	業務企画担当
取 締 役 兼常務執行役員	田 畑 勝 志	営業部門担当
取 締 役	堀 井 昌 弘	さくら法律事務所代表弁護士
取 締 役	マーチン・ハーマン	ハーマン・ベタイリグングス（有） マネージングディレクター
取 締 役	水 野 久 美 子	水野会計事務所所長
常 勤 監 査 役	南 山 芳 毅	
常 勤 監 査 役	林 修 一	
監 査 役	津 田 尚 廣	弁護士法人なにわ橋法律事務所代表社員、（株）ユーシン精機社外監査役
監 査 役	嶋 田 薫	嶋田薫公認会計士税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役堀井昌弘氏、マーチン・ハーマン氏及び水野久美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、取締役堀井昌弘氏及び水野久美子氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役津田尚廣氏及び嶋田薫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役嶋田薫氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役津田尚廣氏は、弁護士としての豊かな経験と優れた識見を有するものであります。
4. 監査役嶋田薫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、監査役補欠者峯本耕治氏を選任しております。
6. 2021年6月24日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、岩田静夫氏は任期満了により取締役を退任しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

7. 取締役に関する人事異動を2022年4月1日付にて行っており、その内容は次のとおりであります。

異動後の会社における地位	氏名	異動後の会社における担当
代表取締役専務 兼専務執行役員	能村 宏	東京代表兼営業推進担当
取締役 兼常務執行役員	山本 毅彦	
取締役 兼常務執行役員	村中正人	
取締役 兼常務執行役員	田畑 勝志	営業統括

8. 当社は執行役員制度を採用しており、取締役兼務者を除く2022年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
上席執行役員	花井 直樹	東日本事業部長兼東京ビル建支店長
上席執行役員	楠本 良治	西日本事業部長
上席執行役員	松澤 慎治	関西事業部長
上席執行役員	野中 真也	経営企画統括部長兼経理部長
執行役員	村瀬 厚司	生産事業部長
執行役員	西影 憲介	業務企画統括部長兼業務企画部長
執行役員	奥野 貴史	メンテ事業部長兼東日本メンテサービス支店長

9. 執行役員に関する人事異動を2022年4月1日付にて行っており、その内容は次のとおりであります。

異動後の会社における地位	氏名	異動後の会社における担当
常務執行役員	村瀬 厚司	生産担当兼商品企画担当兼生産事業部長
上席執行役員	花井 直樹	東日本事業部長兼東京ビル建支店長兼東日本設計部長
上席執行役員	楠本 良治	企業品質統括部長兼リスク管理部長兼品質管理部長
上席執行役員	松澤 慎治	関西事業部長兼大阪ビル建支店長
上席執行役員	野中 真也	経営企画統括部長
執行役員	西影 憲介	業務企画統括部長
執行役員	奥野 貴史	営業副統括兼メンテ事業部長
執行役員	山下 達也	西日本事業部長兼九州支店長
執行役員	築山 清一	商品企画統括部長

## (2)責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役又は社外監査役がその任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役又は社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社及び当社子会社である南東洋シャッター株式会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。但し、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。



#### (4)取締役及び監査役の報酬等

##### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	132,409 (12,600)	132,409 (12,600)	－ (－)	－ (－)	10 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	32,287 (7,200)	32,287 (7,200)	－ (－)	－ (－)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	164,697 (19,800)	164,697 (19,800)	－ (－)	－ (－)	14 (5)

(注) 上記員数には2021年6月24日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

##### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1991年6月12日開催の定時株主総会において月額35百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、16名です。

監査役の金銭報酬の額は、1991年6月12日開催の定時株主総会において月額10百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

##### ③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、当社グループの経営方針に基づき、役員が中長期的に業績を発展させ、企業価値の最大化に資するように考慮しております。これに従い、業績、役位、職責等を総合的に勘案し、株主総会で承認された報酬枠内において取締役の報酬はその額及び配分を取締役会において決定しております。またその内訳は、定額制で固定給部分のみとなっておりますが、その固定給部分については前年度の業績を反映させた報酬となっております。業績連動報酬、株式報酬については支給していません。

なお、当事業年度における当社の取締役の報酬等については、2021年6月24日開催の取締役会で取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

俸額の決定については、取締役会決議によって定められた「役員報酬内規」にあらかじめ規定されております。俸額決定の指標は、職責に応じた役位毎の固定の金銭報酬となっており、フロー収益を重視する目的から当期純利益及び経常利益の期初目標達成率としており、その評価によって役職毎の俸額が決定されます。報酬については毎年7月1日を改定時期としております。

社外取締役の報酬は、経営に対する独立性の強化を重視し、期初目標達成率を使用しない固定報酬のみ支給しております。

監査役の報酬は、監査役の協議において決定しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役堀井昌弘氏は、さくら法律事務所の代表弁護士であります。当社と当該事務所との間には特別な関係はありません。

取締役マーチン・ハーマン氏は、当社の大株主でありますハーマン・ベタイリグングス（有）のマネージングディレクターであります。

取締役水野久美子氏は、水野会計事務所の所長であります。当社と当該事務所の間には特別な関係はありません。

監査役津田尚廣氏は、弁護士法人なにわ橋法律事務所の代表社員であり、株式会社ユーシン精機の社外監査役であります。弁護士法人なにわ橋法律事務所と当社は法律顧問契約を締結しております。

当社とその他の兼職先の間には特別な関係はありません。

監査役嶋田薫氏は、嶋田薫公認会計士税理士事務所の所長であります。当社と当該事務所の間には特別な関係はありません。

招集  
通知

株主総会  
参考書類

事業報告

連結計算書類  
監査報告

計算書類  
監査報告

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び役割に関して行った職務の概要
社外取締役 堀井昌弘	<p>当事業年度に開催された取締役会9回の全てに出席いたしました。主に弁護士の見地から、取締役会では専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の答申決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外取締役 マーチン・ハーマン	<p>当事業年度に開催された取締役会9回のうち8回に出席いたしました。複数の海外企業経営者としての豊かな経験と優れた識見から、取締役会において、中長期的に影響する費用対効果に関する質問を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
社外取締役 水野久美子	<p>当事業年度に開催された取締役会9回の全てに出席いたしました。主に公認会計士の見地から、取締役会では専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の答申決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外監査役 津田尚廣	<p>当事業年度に開催された取締役会9回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
社外監査役 嶋田 薫	<p>当事業年度に開催された取締役会9回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、当社の財務及び会計等について適宜、必要な発言を行っております。加えて、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の答申決定過程における監督機能を担っております。</p>

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

栄監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	32,000 千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	32,000 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、①の金額には、金融商品取引法の監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等について、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえて、検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

招集  
し  
通知

株  
主  
総  
会  
参  
考  
書  
類

事  
業  
報  
告

連  
結  
計  
算  
書  
類  
監  
査  
報  
告

計  
算  
書  
類  
監  
査  
報  
告

## 6 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「TS役職員行動規範」を定めるとともに、役員を対象とした「役員規程」を定め、これらの遵守を図る。取締役会については「取締役会規則」を定め、その適切な運営を確保しつつ、必要に応じ随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める「監査役監査基準」に従い、各監査役の監査対象である。その他に、弁護士事務所等外部専門家に顧問を委嘱し経営機能の強化を図る。取締役が他の取締役の法令定款違反を発見した場合は直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正を図る。後述する項番(5)の各条項は取締役の行為にも向けられており、その整備・確立も取締役の法令違反の抑制・防止に寄与するものである。

監査役は、取締役会をはじめとする社内の重要な会議に随時出席し、取締役の職務執行の監査を実施した。監査部門では、部門監査(工場含む)を実施した。また、内部通報窓口への対応を行うことで、違反行為の早期発見と再発防止に努めた。

### (2)取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

各規程に従い、適切に情報を保存・管理を行った。

### (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社及びグループ会社は会社経営を取り巻く各種リスク発生時の対応策として、「TSコンテンツエンジニアリングプラン」を定め、リスクの低減に努めるものとする。

②当社は各種リスクへの管理部署として、業務の執行部門から独立した組織として企業品質統括部を設置する。企業品質統括部には、リスク管理部、業務監査部、品質管理部を置き、各種リスクの検証、計量、対応指導を行う。

③企業品質統括部は業務監査部が「内部監査規程」に基づいて内部監査を行う他、各部がリスク管理に係わる規程を定め行動する。

④役員全員を中心として構成するリスク管理委員会を設置し、企業品質統括部で把握した当社のリスクに関する事象への全社的対応の協議を行う。

企業品質統括部を中心に、対処すべきリスクに関し各部門から情報を収集し、未然防止、早期解決、再発防止を図った。

#### (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループは、中期経営計画・年度計画を策定し、経営ビジョン・経営戦略を周知徹底するとともに、部署毎の目標設定により行動基準を明確化し、各業務執行ラインが目標達成のため活動することとする。また、計画の進捗状況についても定期的に検証を行う。
- ②当社及びグループ会社の取締役の職務の執行については、「組織規程」に職務分掌を明確化するとともに、「取締役会規則」、「稟議規程」等で権限を明確化し、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。  
社外取締役3名を含む9名の取締役よりなる取締役会は計9回開催され、社外監査役2名を含む監査役4名も参加した。

#### (5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社及びグループ会社のコンプライアンス体制を網羅するものとして「TS役職員行動規範」を定め、当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する基本方針、概念、社内体制、内部通報体制、遵守事項を明確化する。
- ②当社は、コンプライアンス対応部署として、業務執行部門から独立した組織の企業品質統括部にリスク管理部を置き、コンプライアンス問題への対応、教育啓蒙を行う。
- ③役員全員を中心として構成するコンプライアンス委員会を設置し、企業品質統括部で把握した当社のコンプライアンスに関する事象への全社的対応の方針協議を行う。
- ④内部監査部門として、業務執行部門から独立した組織の企業品質統括部に業務監査部を置き、使用人の業務執行状況を監査する。
- ⑤監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。  
企業品質統括部を中心に、業務監査部が各部署（88箇所）の業務監査を行い、対処すべきリスクに関し情報を収集し、未然防止、早期解決、再発防止を図った。

#### (6)株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

- ①当社及びグループ会社の業務の適正を確保するため、「TS役職員行動規範」をグループ会社にも適用し、その役職員にも周知徹底するものとする。
- ②グループ会社は当社に準じて規程類を整備し、その役職員に徹底するものとする。
- ③グループ会社には「関係会社管理規程」に基づき、企業品質統括部業務監査部による内部監査を実施し、その業務の適正が確保されているか検証するものとする。また、内部監査の報告を代表取締役に行うものとする。
- ④同じく、企業品質統括部各部により、各種リスクの検証、計量、対応指導を行う。
- ⑤監査役はグループ会社の業務の適正の確保に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。  
企業品質統括部を中心に、業務監査部が各部署（88箇所）の内部監査を実施し、業務内容の監査を行った。また、リスク管理委員会を4回開催し、対処すべきリスクに関し情報を収集し、未然防止、早期解決、再発防止を図った。



**(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人を、当社は置かない。
- ② 但し、監査役から求めがあった場合は当社の使用人から若干名を任命するものとする。
- ③ 監査役補助者の任命・解任・人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- ④ 監査役補助者は、業務の執行に係わる役職を兼務しないこととする。

**(8) 監査役に報告するための体制その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ② 前項の報告・情報提供の主なものは、次のとおりとする。
  - イ. 当社の内部統制システム構築に係わる部門の活動状況。
  - ロ. 内部監査の活動状況。
  - ハ. 重要な会計方針、会計基準及びその変更。
  - ニ. 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容。
  - ホ. 内部通報制度の運用及び通報の内容。
  - ヘ. 稟議書及び監査役から要求された会議議事録回付の義務付け。
- ③ 前2項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
- ④ 監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。

取締役は、取締役会等の重要な会議において、各取締役が担当する業務執行状況を監査役に対し随時報告した。監査役は、監査役監査などで随時、使用人からのヒヤリング等を通じ必要な報告及び情報の収集を実施した。

**(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行う。
- ② 内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

企業品質統括部において、業務監査部の監査を通じ、内部統制の評価を実施した。



#### (10)反社会的勢力排除に向けた体制

- ①社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ②反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、企業品質統括部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。  
取引先との契約時において反社会的勢力の排除条項の契約書の記載を確認し、外部関係機関等との情報交換を定期的に行った。

### 7 剰余金の配当等に関する方針

当社グループは、中長期的な企業価値の向上と安定的な経営基盤の確保に努めながら、株主の皆様への利益還元とのバランスの最適化を、経営の最重要課題の一つとして位置付けております。今後につきましても、企業品質向上やSDGsへの取り組みに向けた設備投資や研究開発に必要な内部留保を確保しつつ、財務状況も勘案のうえ、最適かつ積極的なキャッシュ・フロー配分を行ってまいります。

この方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、2021年5月11日に予想を公表いたしましたとおり、1株当たり年間15円の配当を行います。

なお、2022年度につきましても、安定的な配当を継続すべく、1株当たり15円の年間配当を予定しております。

### 8 その他会社の現況に関する重要な事項

#### (重要な訴訟事件等)

当社は、2010年6月、公正取引委員会よりシャッター等の販売及び受注に関し独占禁止法第3条に違反する行為（全国価格カルテル、近畿地区受注調整）があるとして、2件の排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、課徴金を納付しました。

この排除措置命令及び課徴金納付命令について、2010年7月に公正取引委員会に審判手続開始を請求し、2020年8月に公正取引委員会から課徴金納付命令の一部を取り消し、その余の審判請求を棄却する旨の審決を受けました。

当社は本審決の内容を慎重に精査し検討しました結果、2件の排除措置命令及び課徴金納付命令のうち全国価格カルテルについて、当社の審判請求を棄却した本審決を不服として、2020年9月に東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起いたしました。また、近畿地区受注調整については審決取消訴訟を提起しないことを決定いたしました。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>11,035,520</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,269,855</b>
現金及び預金	2,945,290	支払手形及び買掛金	3,986,999
受取手形	539,240	短期借入金	1,000,000
売掛金	2,442,696	1年内返済予定の 長期借入金	181,400
契約資産	1,358,076	リース債務	188,133
電子記録債権	1,117,338	未払金	552,602
仕掛品	905,654	未払法人税等	224,937
原材料及び貯蔵品	1,219,922	契約負債	123,027
その他	510,567	賞与引当金	370,146
貸倒引当金	△3,265	工事損失引当金	264,877
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,700,998</b>	その他	377,729
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>5,377,084</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,948,415</b>
建物及び構築物	1,249,406	長期借入金	2,471,400
機械装置及び運搬具	63,487	リース債務	442,148
工具、器具及び備品	66,000	長期未払金	8,331
土地	3,557,343	退職給付に係る負債	26,534
リース資産	440,845	<b>負 債 合 計</b>	<b>10,218,270</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>162,799</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
電話加入権	24,097	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,500,032</b>
ソフトウェア	8,702	資 本 金	2,024,213
リース資産	125,617	資 本 剰 余 金	186,000
その他	4,381	利 益 剰 余 金	5,337,935
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,161,115</b>	自 己 株 式	△48,116
投資有価証券	52,252	その他の包括利益累計額	18,215
退職給付に係る資産	721,340	その他有価証券評価差額金	12,114
繰延税金資産	132,002	退職給付に係る調整累計額	6,101
その他	256,194	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,518,248</b>
貸倒引当金	△674	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>17,736,518</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>17,736,518</b>		

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	19,737,131
売上原価	15,085,369
<b>売上総利益</b>	<b>4,651,761</b>
販売費及び一般管理費	3,962,276
<b>営業利益</b>	<b>689,485</b>
営業外収益	
受取保険金	21,903
保険配当金	18,724
雇用調整助成金	16,573
その他の	17,192
営業外費用	
支払利息	64,301
シンジケートローン手数料	36,126
その他の	13,229
<b>経常利益</b>	<b>650,221</b>
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>650,221</b>
法人税、住民税及び事業税	288,143
法人税等調整額	△50,700
<b>当期純利益</b>	<b>412,778</b>
親会社株主に帰属する当期純利益	412,778

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
監査報告

計算書類  
監査報告

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

東洋シャッター株式会社  
取締役会 御中

栄監査法人  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 玉置浩一  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 横井陽子  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋シャッター株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋シャッター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>10,988,222</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,259,638</b>
現金及び預金	2,896,817	支払手形	3,067,396
受取手形	539,240	買掛金	929,997
売掛金	2,442,696	短期借入金	1,000,000
契約資産	1,358,076	1年内返済予定の長期借入金	181,400
電子記録債権	1,117,338	リース債務	188,133
仕掛品	909,366	未払金	552,602
原材料及び貯蔵品	1,217,936	未払費用	187,482
前払費用	103,520	未払法人税等	222,755
短期貸付金	1,566	未払消費税等	97,855
未収入金	399,193	契約負債	123,027
その他金	5,735	預り金	65,377
貸倒引当金	△3,265	賞与引当金	360,890
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,690,387</b>	工事損失引当金	264,877
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>5,375,918</b>	設備関係支払手形	17,841
建築物	1,169,063	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,921,880</b>
構築物	80,343	長期借入金	2,471,400
機械装置	61,312	リース債務	442,148
車輜運搬具	1,009	長期未払金	8,331
工具、器具及び備品	66,000	<b>負 債 合 計</b>	<b>10,181,518</b>
土地	3,557,343	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	440,845	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,484,977</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>162,506</b>	資本金	2,024,213
電話加入権	23,804	資本剰余金	186,000
ソフトウェア	8,702	資本準備金	186,000
リース資産	125,617	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>5,322,879</b>
その他	4,381	利益準備金	209,169
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,151,962</b>	その他利益剰余金	5,113,710
投資有価証券	52,252	繰越利益剰余金	5,113,710
関係会社株式	0	<b>自 己 株 式</b>	<b>△48,116</b>
長期貸付金	425	評価・換算差額等	12,114
破産更生債権等	674	その他有価証券評価差額金	12,114
差入保証金	138,658	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,497,091</b>
事業保険積立金	44,302	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>17,678,609</b>
長期前払費用	72,111		
前払年金費用	712,551		
繰延税金資産	131,638		
その他	22		
貸倒引当金	△674		
<b>資 産 合 計</b>	<b>17,678,609</b>		

## 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		19,737,131
売上原価		15,126,269
<b>売上総利益</b>		<b>4,610,862</b>
販売費及び一般管理費		3,930,316
<b>営業利益</b>		<b>680,546</b>
営業外収益		
受取保険金	21,903	
保険配当金	18,724	
雇用調整助成金	16,573	
その他の	17,169	74,370
営業外費用		
支払利息	64,301	
シンジケートローン手数料	36,126	
その他の	13,209	113,637
<b>経常利益</b>		<b>641,279</b>
<b>税引前当期純利益</b>		<b>641,279</b>
法人税、住民税及び事業税	285,961	
法人税等調整額	△49,998	235,962
<b>当期純利益</b>		<b>405,316</b>

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
監査報告

計算書類  
監査報告



独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

東洋シャッター株式会社  
取締役会 御中

栄監査法人  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 玉置 浩一  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 横井 陽子  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋シャッター株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2)連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

東洋シャッター株式会社 監査役会

常勤監査役 南 山 芳 毅 ④  
常勤監査役 林 修 一 ④  
社外監査役 津 田 尚 廣 ④  
社外監査役 嶋 田 薫 ④

以 上

## 株主総会会場のご案内

新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、本年も株主総会ご出席の株主様へのお土産の配付は、引き続き中止させていただきます。

ご理解いただきますようお願い申し上げます。

体調不良と思われる株主様の入場をお断りする場合があります。



会場

大阪市中央区南船場二丁目12番22号  
TKPガーデンシティ心齋橋南船場  
2階「バンケット」

日時

2022年6月23日（木曜日）  
午前10時

交通

地下鉄堺筋線または長堀鶴見緑地線「長堀橋」駅 下車北-5番出口方面  
地下鉄御堂筋線「心齋橋」駅 下車1番出口方面

**「クリスタ長堀」北-5出口よりすぐ**

※駐車場はご用意いたしておりませんので、当日はお車でのご来場はご遠慮願います。